

1. 会費規定

会則第4条および第5条に基き、俳文学会の年間会費を次の通り定める。

会費 5000円（2002年度から）

入会金 500円

会員が正当な理由なくして会費を3ヶ年を越えて滞納したときは、会員の資格を失うものとする。

なお、本規定は、総会の議決によって改訂される。

2. 事務局長および事務局規定

会則第8条および第9条(1)に基き、2021年4月1日から3年間、事務局長を下記の者とし、事務局を下記の住所に置く。

事務局長(代表名義人)

佐藤 勝明

事務局所在地

〒272-8533

千葉県市川市国府台2-3-1 和洋女子大学 佐藤勝明研究室内

なお、本規定は、事務局長の交代とともに改訂されるものとする。

3. 全国大会実行委員長および全国大会実行委員会規定

会則第19条に基き、2023年1月1日から1年間、全国大会実行委員長を下記の者とし、全国大会実行委員会を下記の住所に置く。

全国大会実行委員長

中森 康之（豊橋技術科学大学）

全国大会実行委員会所在地

〒441-8580

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1 豊橋技術科学大学 中森康之研究室

なお、本規定は、会則第19条に基き、常任委員会の承認を受けて、年ごとに改訂されるものとする。

なお、本規定は、2022年10月24日から、改訂の上、施行する。